

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八代市長 中村 博生

市町村名 (市町村コード)	八代市 (43202)
地域名 (地域内農業集落名)	八代東部地区 (西、中、内野、田子崎、平野、下里、南、中園、赤松、小川内、板練、山口、馬場、陣之内、鬼丸、大門瀬、板持、中畑、石丸、寺前瀬、鶴喰、下今泉、上今泉、袈裟堂、西原、五反田、口の上、白谷、椎屋、差野、畑中、赤山、杉の本、森下、淵の本、早瀬、陣内、黒淵、新開、重見、館原、池の原、内の木場、箱石、美生、鶴、古園、犬山 全48集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年7月7日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本市の農業就業人口は、平成12年の11,608人に対し、令和2年は5,810人と約半数まで減少し、年齢別でも、60歳以上が全体の57%(R2.2月時点)を占めており、農業者の減少と高齢化が喫緊の課題で有り、遊休農地の更なる増加が懸念される。持続的に農地の利用を図りながら、地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。そのため、分散するよう担い手の農地を集約化するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

- ・農家数:788人
- ・経営体数:410経営体
- ・農作業受託経営体数:12経営体
- ・農業従事者数:551人

主な作物:水稲、なす、生姜、茶、露地野菜、果樹(温州みかん、晩白柚、不知火、ゆず、かき、他)、花き[農林業センサス2020]

(担い手と農地に関すること)

- ・今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・農業者の高齢化及び担い手後継者不足。
- ・基盤整備が不十分なうえに、耕作地が不整形で狭小のため作業がやりにくい。
- ・維持管理の手間が多い耕作地が多い。(生姜用灌水・排水施設、農道、鳥獣被害防護施設など)
- ・山間地特有の急傾斜、不整形などの不利な地形のため、農地の集約、集積化が難しい。
- ・耕作者の高齢化が進んで、耕作放棄地が増えてきている。(担い手後継者不足)
- ・未相続農地においては、相続人の探索に多大な労力を要し、担い手への農地の集積・集約化や、基盤整備が進まない、耕作放棄地が発生するなど問題が生じている。

(農業経営に関すること)

- ・小川からだけの水では足りず、水揚げポンプを使用するので、経費(ガソリン代等)が掛かる。
- ・棚田農業では収益が上がらず、兼業農家や離農が多い。
- ・経営作物は、米、生姜、露地野菜であるが、米に関しては、機械が入らず荒廃、山林化しており、生姜圃場に関しては、根茎腐敗病により収益が低い作物、休耕田に替わっている。
- ・農業者が高齢化しており、高齢者でも気楽に作れる農産物がない。
- ・1戸当たりの耕作面積が少ない為、農業だけで自立するのは困難。
- ・米等の作付けにおいて、夏場(7、8月)に水が不足する。

(地域等に関すること)

- ・農地の周囲に樹木が繁り、日当たりが悪い。
- ・近くにガソリンスタンド等がないため不便。
- ・圃場整備はされているが、1筆あたりの農地面積が狭く、作業効率が悪い。
- ・鳥、猪、鹿等の野生鳥獣による農作物被害が増加しており、防護柵などの対策が追いつかない状況で、生産者の生産意欲の低下が懸念される。
- ・水路の老朽化が進み、修理が追いついていないし、農作業効率が悪い。(田畑の形状が悪い、分散している、畑までの車が通れる道路がない)
- ・耕作地への作業道が少なく、不便なところが多いため、作業道整備が必要である。
- ・令和2年豪雨による農地の災害復旧が思うように進んでおらず生産意欲の低下が心配される。耕作中断の長期化により、更に耕作放棄地の増加が見込まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米のブランド化を行い、農業所得の向上を図る。
- ・米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い農作物の生産に取り組む。
- ・地区ごとに作物を統一し、共同出荷を目指し、高齢者でもできる高収益作物の導入を検討し、経営の安定を図る。
- ・加工施設や乾燥機を活用して、地元の野菜、山菜などを加工し、乾燥野菜など商品化に向けた動きを行う。
- ・地元の新しい堆肥置場の有機肥料を活用した農法により、農産物の高付加価値を上げ、生産者の所得向上を目指す。
- ・荒廃農地等については、土地の有効活用を図るため、農地として耕作を継続しながら、営農型太陽光発電等を設置し、作物の販売収入に加え、売電による安定的な収入確保を図る。
- ・複合経営を行い、経営の安定化を図る。
- ・水源の確保、排水対策を行い、収益性の高い農作物を導入し、経営の安定を図る。
- ・生姜根茎腐敗病が発生した農地では、耕作放棄地が多く見られ、生姜に替わる労力に見合うような、作りやすい作物を検討、選定し、経営の安定を図る。
- ・契約栽培できる作物の調査や生産物販売ルート of 調査を行う。
- ・体験型農業による事業収益を得ることで、経営の安定を図る。
- ・既存の担い手・集落営農組織に農地を集積・集約し、集落の農地を守っていく。
- ・現在活動中の、多面的機能活動組織並びに自治会等と協力しながら地区のみならず農地を守っていく。
- ・地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、耕作放棄地や目撃・被害発生場所等)づくりや防護柵設置等により集落を守る体制の構築等に取り組む。(鳥獣被害防止対策)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,490 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	559 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、営農法人等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。 ・担い手による集積や集約化が進まない地域においては、営農組織等を設立し、共同体による農地の団地化を進めていく。 ・未相続農地については、相続人の探索が困難なことが多いため、農業委員会において適正な農地の相続について周知し、未相続農地を増やさない取り組みを進めるとともに、国の法整備についても働きかけていく。
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農地の貸し借りは農地中間管理機構の活用を促進し、担い手の経営意向に沿った農地の集積・集約化を段階的に図っていく。将来的には担い手の効率的な営農につながる経営農地の集約化を目指す。 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えをスムーズに進められるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。 ・農地の貸し借りなどの手続きを通して、未相続農地の解消に取り組む。
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農道、用排水の整備、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 ・生姜根茎腐敗病対策として、客土、暗渠排水、灌水施設等の整備を行う。 ・基盤整備計画時などに未相続農地の解消に取り組む。
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の担い手に農地を集積・集約し、地域の農地を守りながら、若手のリーダー育成を進めていく。 ・担い手がない地域では、新規就農者の育成や、地域外からの担い手(新規就農者等)を受け入れられる体制や仕組みづくり(移住・定住等)を行うとともに、集落営農組織の設立を検討していく。 ・複合経営による経営の安定化を図りながら、後継者の育成を進めていく。 ・労働力を確保するために、人材バンクを活用する。
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>地域内で作業受託を行う事業者へ農作業の一部を委託することで、農作業の効率化を図り、農業経営を維持できる体制を作る。併せて、農業支援サービスを行う事業者の情報を集約し、地域内で共有することで、作業委託を必要とする経営体が積極的に活用できる環境整備を行う。これにより、地域全体の農業経営を維持することで、遊休農地の発生防止を図る。</p>

4 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	
<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、耕作放棄地や目撃・被害発生場所等)づくりや防護柵設置等により集落を守る体制の構築等に取り組む。</p> <p>②地域内で最も作付面積が大きい水稻を中心に有機農業への段階的な切り替えや理解を進めるため、学校給食への有機米の導入など教育機関等との連携した取組を推進する。</p> <p>③スマート農業技術やデジタル技術の導入により、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を実現させ、農業に対するマイナスイメージを払拭するとともに、人口減少による労働力不足への対策を進め、稼げる農業の確立を目指す。</p> <p>⑥地球環境に配慮した持続可能な農業経営の実現のために、省エネルギーやカーボンニュートラルの設備や資材の導入を推進する。</p>				